

男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域企業等が商品開発や販路拡大を目的に行う事業（以下「補助事業」という。）について、地域産業の発展や経営基盤と雇用の安定を図るため、予算の範囲内で費用の一部を助成する男鹿市販路拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単独型 第3条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者
- (2) 複合型 第3条第1項第1号及び第2号に該当する者
- (3) 既存型 第3条第1項第3号に該当する者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新規起業者を含む男鹿市内に住所又は事務所を有する事業者で、申請の日の属する年度の末日までに対象事業が完了する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 道の駅おがに出品する商品を開発する者
- (2) 男鹿市ふるさと納税の返礼品に登録する商品を開発する者
- (3) 既に道の駅おがに出品し、又は男鹿市ふるさと納税の返礼品に登録している商品（既に商品化されているものであって、かつ、補助事業の実施に伴い新たに道の駅おがに出品、または男鹿市ふるさと納税の返礼品に登

録するものを含む。)の販路拡大を図るための事業を実施すると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団(男鹿市暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。)の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者

(3) その他市長が不適當と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業に要する次に掲げる経費とする。

(1) 商品開発のための加工場の新設や増設、備品の購入に係る経費

(2) 商品の開発や改善に係る専門機関等への相談料

(3) 商品の開発や改善に伴う原材料費

(4) 商品のPRに係る印刷物や包装資材の制作経費

(5) 商品の販路拡大のために商談会等へ参加するための経費

(6) その他事業目的を達成するために必要な経費として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としないものとする。

(1) 施設及び土地の取得等に要する経費

(2) 光熱水費、人件費等の運営にかかる経常的な経費

(3) 汎用性の高い備品の購入に係る経費

(4) 交付決定日以前に発生した経費

(5) 支出の確認ができない経費

(6) 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法
（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税

(7) その他市長が適当でないと認めた経費
（補助金額）

第5条 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は次に掲げるとおりとする。

(1) 単独型 30万円

(2) 複合型 50万円

(3) 既存型 20万円

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）及び市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、同一年度内に1回とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の経理等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備

え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年から5年間保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、事業計画に変更があるときは、あらかじめ補助事業計画変更届（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除くものとする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (3) 事業計画の金額が20パーセントの範囲内で変更があった場合

- 2 市長は、補助事業計画変更届の提出があったときは、内容の審査等を行い、承認するべきと認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日又は事業の完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助金確定通知書（様式第8号）を交付するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者は、前条の通知書の受領後、補助金の交付請求をするときは、請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、概算払を必要とするときは、事前に概算払申請書（様式第10号）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、概算払請求書の提出があった場合は、内容を審査し概算払が適当であると認めたときは、補助事業者に補助金概算払決定通知書（様式第11号）を交付するものとする。

4 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（努力義務）

第14条 補助事業者は、商工会等の認定支援機関が実施する経営指導を受ける等、本補助金を活用した商品の販路拡大に努めなければならない。また、市長の求めがあった場合においては販路拡大の取組状況を報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があ

った場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本告示又は法令若しくは本告示に基づく市長の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産等を適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得対価が50万円以上のものを、市長に対して協議し、承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を越えるものについては、会計年度終了後10年を限度）を経過した後においては適用しないものとする。

3 第1項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない場合又は、やむを得ない事由による取壊し若しくは廃棄の場合は、適用しないものとする。

- 4 市長は第1項の協議がなく財産処分があったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日告示第65号）

この告示は、令和2年7月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月8日告示第88号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年9月8日から施行し、この告示による改正後の男鹿市販路拡大支援事業補助金交付要綱（以下、「新要綱」という）規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年3月31日告示第33号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第42号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日告示第128号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日告示第36号）

(施行期日)

この告示は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行の日前に、改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和7年3月31日告示第54号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。